

強い農業づくり交付金（ソフト）の事業評価手法（案）

- 産地競争力の強化を目的とする取組の事業評価手法
- 経営力の強化を目的とする取組の事業評価手法
- 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする
取組の事業評価手法

○ 産地競争力の強化を目的とする取組の事業評価手法（案）

1 事業実施計画

- ① 事業実施主体は、成果目標（例：作業受託契約を○戸で締結）を盛り込んだ事業実施計画を作成し、都道府県知事（以下「県知事等」という。）へ提出する。
- ② 県知事等は、①により各事業実施主体から提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、都道府県実施計画（以下「県計画」という。）を作成する。

県計画には、当該県内で取組のある政策目標（産地競争力の強化では最大9種類）の種類の7割以上の目標について、当該県を代表する目標として定め、それぞれ具体的な目標数値（例：生産コストを10%削減）を盛り込んだ成果目標を記入する。

- ③ 県知事等は、②の県計画を地方農政局長へ提出するが、その際、県内の個別事業ごとに成果目標が記載されている事業地区一覧も併せて添付する。

2 事業実施後における事業実施主体及び都道府県による点検評価

- ① 事業実施主体は、事業計画策定時に盛り込んだ成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を県知事等に報告する。
- ② 県知事等は、①により事業実施主体から報告を受けた場合は、その内容を点検評価する。（必要に応じて事業実施主体を指導）
- ③ 県知事等は、上記1の②の県計画に盛り込んだ成果目標の達成状況について自ら評価を行う。
- ④ 県知事等は②の点検評価結果及び③の自ら行った評価結果を地方農政局長へ報告する。（目標年度（ソフトにおいては事業実施年度）の翌年度の9月末まで）

3 地方農政局による点検評価

- ① 地方農政局長は、2の④により県知事等から提出された評価結果の内容を点検評価する。
- ② 県計画の達成状況を7割、事業実施主体（個別地区）ごとの達成状況を3割のウェイト付けで加重平均し、これを都道府県の評価結果（産地競争力の強化分）とする。

別紙記載例の場合			
県計画	：達成率91%	$\times 0.7$	$= 64\%$
個別地区事業	：達成率63%	$\times 0.3$	$= 19\%$
〇〇県の評価結果（産地競争力の強化分）			83%

- ③ 地方農政局長は②の結果を本省へ報告する。

(参考)

交付金の政策評価区分(ソフト)(産地競争力の強化関係)

	交 付 金 名	農業・食品産業強化対策推進交付金		
政策分野	1 政策目標			対策名
	1－1 大目標	1－2 中目標	1－3 小目標	
農産物の 生産対策	需要に応じた生産 の推進	地域の実情に応じた 産地づくり	需要に応じた生産量の確保	競争力強化生産 総合対策
			生産性向上	
			品質向上	
			輸入急増農産物関係産地対策(監視品目等)	輸入急増戦略的 対応特別対策
畜産物の 生産対策		地域の実情に応じた 産地づくり	需要に応じた生産量の確保	競争力強化生産 総合対策
			生産性向上	
生産技術 対策		産地づくりに必要な条 件整備	農畜産業の環境保全	競争力強化生産 総合対策
			農作業の機械化・安全対策	
			新品種育成の振興等優良種 苗の確保	

1. 都道府県計画評価報告書 (産地競争力の強化)

内は国 (地方農政局) において記入

(都道府県名:○○県)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値				都道府県による評価結果 (所見)
				計画時 (平成16年度)	目標 (平成17年度)	事業実施後 (平成17年度)	達成率	
産地競争力の強化	生産性向上	野菜 (キャベツ)	野菜 (キャベツ) 栽培の 生産コストの削減	200,000円/10a	180,000円/10a	182,000円/10a	90%	
産地競争力の強化	需要に応じた生産量の確保	土地利用型作物 (大豆)	当県産の大豆について 契約栽培比率を増加	45%	65%	60%	75%	
産地競争力の強化	品質向上	果樹 (もも)	果樹 (もも) の高品質品種 の栽培面積を増加	100ha	115ha	115ha	100%	
産地競争力の強化	生産性向上	家畜改良増殖 (豚)	○○県の豚の飼養頭数を 増加	50,000頭	53,000頭	53,000頭	100%	
産地競争力の強化分平均							91%	

都道府県による評価結果 (所見) には、目標達成状況を踏まえた都道府県としての評価の結果を記載するとともに、達成率が低い場合には、その要因分析及び今後の対応方針等を記載する。

2. 個別地区評価報告書 (産地競争力の強化)

内は国 (地方農政局) において記入

事業実施主体名	政策目的	政策目標	取組名	計画策定時		事業実施後 (目標年度)		事業実施主体による評価	都道府県による評価	都道府県による評価結果の判断根拠、要因分析 (必要に応じて記入)	農政局による評価
				成果目標	事業内容 (計画)	成果目標に対する成果実績	事業実績				
○農協	産地競争力の強化	生産性向上	土地利用型 (水稻)	作業受委託契約を30戸で締結	〇〇協議会の開催 △△実証ほの設置	作業受委託契約を29戸で締結	〇〇協議会の開催 △△実証ほの設置	○	○	…… ……	○
△農協	産地競争力の強化	品質向上	果樹 (もも・なし)	果樹産地構造改革計画の策定	△協議会の開催 アンケート調査の実施	計画の策定には至らなかった	△協議会の開催	△	×	…… ……	×
×村	産地競争力の強化	需要に応じた生産量の確保	地産地消	地場農畜産物の地域内流通が10%増加	×村地産地消協議会の開催 宣伝用ポスターの作成	地場農畜産物の地域内流通が5%増加	×村地産地消協議会の開催 宣伝用ポスターの作成	△	△	…… ……	△
◇市	産地競争力の強化	生産性向上	鳥獣害防止	鳥獣害対策に関する協議会の設立	協議会設立準備委員会の開催 被害状況アンケート調査の実施	◇市鳥獣害防止協議会の設立	協議会設立準備委員会の開催 被害状況アンケート調査の実施	○	○		○
産地競争力の強化分平均									農政局による点検評価結果 (合計) ○: 100% × 2地区 = 200 △: 50% × 1地区 = 50 ×: 0% × 1地区 = 0 平均 63%		

注. 「評価」の欄は、達成又は概ね (8割程度以上) 達成されたと判断される場合は○、4割程度以上達成されたと判断される場合は△、これ以下の場合は×を記入する。

○ 経営力の強化を目的とする取組の事業評価手法（案）

1 事業実施計画

- ① 事業実施主体は、原則として以下の成果目標を盛り込んだ事業実施計画を作成し、都道府県知事（以下「県知事等」という。）へ提出する。

☆成果目標

- ・担い手の育成・確保（認定農業者の増加数）
- ・担い手への農地の利用集積（農地の利用集積率）
- ・新規就農者の育成・確保（農業体験活動参加人数、新規就農青年確保数）
- ・男女共同参画社会の確立（女性認定農業者数）
- ・高齢者の能力の活用の推進（高齢者活動グループ数）

- ② 県知事等は、①により各事業実施主体から提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、都道府県実施計画（以下「県計画」という。）を作成する。

県計画には、以下の成果目標について、当該年度の目標数値を記入する。

- ③ 県知事等は、②の県計画を地方農政局長へ提出するが、その際、県内の個別事業ごとに成果目標が記載されている事業地区一覧も併せて添付する。

現在、事業地区一覧には、事業主体ごとの目標値は記入しなくても良い仕組みとなっているが、来年度からは事業主体ごとの目標を明確化するように通知を改正する方針。

なお、事業主体ごとの目標は、原則として5つの成果指標に準じて作成するよう指導するものの、数値目標の設定が適当でないメニューについては、定性的なアウトカム目標でも可とする。

2 事業実施後における事業実施主体及び都道府県による点検評価

- ① 事業実施主体は、事業計画策定時に盛り込んだ成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を県知事等に報告する。
- ② 県知事等は、①により事業実施主体から報告を受けた場合は、その内容を点検評価する。（必要に応じて事業実施主体を指導）
- ③ 県知事等は、上記1の②の県計画に盛り込んだ成果目標の達成状況について自ら評価を行う。
- ④ 県知事等は②の点検評価結果及び③の自ら行った評価結果を地方農政局長へ報告する。（目標年度（ソフトにおいては事業実施年度）の翌年度の9月末まで）

3 地方農政局による点検評価

- ① 地方農政局長は、2の④により県知事等から提出された評価結果の内容を点検評価する。

具体的には、「都道府県計画評価報告書」に基づき、都道府県計画に掲げられた5つの成果目標の達成状況をもとに、経営力の強化全体としての達成率を算出する。（別紙のとおり）

- ② 個別地区の評価に関しては、農政局は、都道府県が作成する「個別地区評価報告書」について、地区ごとの目標達成状況及び都道府県による点検評価結果の内容を確認し、都道府県による点検評価結果に疑義がある場合や目標の達成度合いが著しく低い地区が存在する場合には、都道府県に対して今後の改善指導方針の提出を求めるとともに、必要に応じて個別地区に対する指導を行う。

- ③ 地方農政局長は①及び②の結果を本省へ報告する。

(別紙)

経営力の強化を目的とする取組の具体的な評価（算出）方法（案）

「経営力の強化」に係る5つの成果目標の達成率をもとに、全体達成率を算出

評価項目	達成率
担い手の育成・確保	103
担い手への農地の利用集積	100
新規就農者の育成・確保	99
男女共同参画社会の確立	111
高齢者の能力の活用の推進	92
全体達成率	101

＜〇〇県の全体達成率＞（経営力の強化分）
 $(103\% + 100\% + 99\% + 111\% + 92\%) \div 5 = 101\%$

1. 都道府県計画評価報告書（経営力の強化）

内は国（地方農政局）において記入

（都道府県名：〇〇県）

政策目的	政策目標	成果目標の具体的な内容	目標達成状況				都道府県による評価結果（所見）
			計画時 （平成16年度）	目標 （平成17年度）	事業実施後 （平成17年度）	達成率	
経営力の強化	担い手の育成・確保	当県において、認定農業者を新たに1万人育成・確保	10,000経営	20,000経営	20,300経営	103%	本年度に設立された地域段階の担い手育成総合支援協議会が中心となって、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手を認定農業者へ誘導すべく、ローラー活動を展開した結果、目標を上回る認定農業者の育成が図られたところである。 一方、農業経営改善計画の期間が満了する農業者の再認定が進んでいない市町村がみられることから、その要因分析及び指導を行うことにより、次年度以降も更なる認定農業者の育成・確保に向けた取組を推進したい。
	担い手への農地の利用集積	担い手に対する農地利用集積率を2ポイント引き上げ	48%	50%	50%	100%	・・・
	新規就農者の育成・確保	農業・農村体験活動延人数 新規就農青年確保数	200人 100人	260人 110人	270人 108人	99%	・・・
	男女共同参画社会の確立	女性の認定農業者の育成	150人	195人	200人 （平成17年度）	111%	・・・
	高齢者の能力の活用の推進	高齢者活動グループ数	200グループ	260グループ	255グループ	92%	・・・
経営力の強化分平均						101%	

（注）1. 都道府県による評価結果（所見）には、目標達成状況を踏まえた都道府県としての評価の結果を記載するとともに、未達成の場合には、今後の対応方針等を記載する。

2. 新規就農の育成・確保について農業・農村体験活動延人数と新規就農青年確保数の目標を立てている場合、それぞれの達成率の平均値とする。

2. 個別地区評価報告書 (経営力の強化)

政策目的	政策目標	市町村名 (または地区名)	事業実施主体名	取組名	計画策定時		事業実施後 (目標年度)		目標達成状況 B/A	都道府県による点検 評価結果 (所見)
					成果目標 (A)	事業内容 (計画)	成果目標に対する 成果実績 (B)	事業実績		
経営力の強化	担い手の育成・確保	〇〇市、△ △町	〇〇地域担 い手育成総 合支援協議 会	担い手育成 支援	認定農業者を30 名育成	経営診断、専任マネージャー の設置、研修会の開催	認定農業者を29名 育成	・経営診断(20名) ・専任マネージャーを設置(普及員0名) ・マーケティングをテーマとした研修会を 開催(2月)	97%	…… ……
	担い手への 農地の利用 集積	〇〇市	〇〇市	認定農業者 利用調整推 進	現在48%の担い 手への農地利用 集積率を50%に 引き上げ	農地現況調査、利用調整活動 の実施	担い手への農地利 用集積率50%	・農地現況調査を実施(9月) ・認定農業者10人に対する利用調整活 動を実施	100%	
			〇〇市農業 委員会	農業委員会 等活動強化 に係る取組	遊休農地を10筆 解消	・重点地区における遊休農地 解消のための活動 ・不在村地主に対する農地 利用集積のための濃密指導	遊休農地を10筆解 消	・重点地区における遊休農地解消のため の活動 (合計10回の濃密指導を実施した結 果、7筆の遊休農地が解消) ・不在村地主に対して所有農地の担い手 への利用集積のための濃密指導 (不在村地主2名に対して指導を実施し た結果、1名が遊休化していた農地 3筆の利用権設定に同意)	100%	
		〇〇県	〇〇県農業 会議	農地情報利 用効率化に 係る取組	農業委員会にお ける農地地図情 報システムの活 用の推進	農業委員会に対する農地地 図情報システムの活用適正化 のための濃密指導の実施	農業委員会におい て、システムを活用 した遊休農地解消 のための活動等が 実施された。	・10農業委員会に対して濃密 指導を行い、システム活用の 適正化を図った。	—	
	新規就農者 の育成・確 保	〇〇市、△ △町	〇〇市、△ △町	新規就農の 促進	新規就農者を3 人確保	就農相談会、交流会の開催、 就農相談窓口の整備	新規就農者を4人 確保	・就農相談会(30人参加) ・交流会の開催(3回)	112%	
			〇〇市、△ △町	新規就農の 促進	農業・農村体験 活動延人数10人 確保	推進会議の開催、広報資料の 作成	農業・農村体験活 動延人数9人確保	・推進会議の開催(2回) ・パンフレット100部作成		
	男女共同参 画社会の確 立	〇〇市、△ △町	〇〇市、△ △町	女性の社会 参画の促進	女性の認定農業 者3人確保	推進検討会の開催、ホーム ページ等の情報提供	女性の認定農業者 4人確保	・推進検討会の開催(3回) ・ホームページ作成	133%	
	高齢者の能 力の活用の 推進	〇〇市、△ △町	〇〇市、△ △町	高齢農業者 の能力活用 促進	高齢者活動グ ループを3件確保	促進協議会の開催、リーダー 研修会の開催	高齢者活動グルー プを2件確保	・促進協議会の開催(3回) ・リーダー研修会(3回)	67%	

(注) 1. 「都道府県による点検評価結果 (所見)」には、都道府県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には今後の改善指導方を記載する。

2. 成果目標として定性的なアウトカム目標を設定している事業実施主体については、「目標達成状況 (B/A)」欄は「—」とする。

○ 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組の事業評価手法（案）

1 事業実施計画

- ① 事業実施主体は、成果目標（成果目標としては、「商談成約件数」1種類のみ）を盛り込んだ事業実施計画を作成し、都道府県知事（以下「県知事等」という。）へ提出する。
- ② 県知事等は、①により各事業実施主体から提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、都道府県実施計画（以下「県計画」という。）を作成する。
県計画には、当該県内の各事業実施主体の成果目標である商談成約件数の積上合計値を県計画の目標数値として設定し記入する。
- ③ 県知事等は、②の県計画を地方農政局長へ提出するが、その際、県内の個別事業ごとに成果目標が記載されている事業地区一覧も併せて添付する。

2 事業実施後における事業実施主体及び都道府県による点検評価

- ① 事業実施主体は、事業計画策定時に盛り込んだ成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を県知事等に報告する。
なお、達成状況については、全ての事業実施主体において成果目標が商談成約件数として具体的数値が設定されているため、達成率で算出。
（例：商談成約件数10件目標に対して、9件成約 → 達成率90%）
- ② 県知事等は、①により事業実施主体から報告を受けた場合は、その内容を点検評価する。（必要に応じて事業実施主体を指導）
- ③ 県知事等は、上記1の②の県計画に盛り込んだ成果目標（各事業実施主体ごとの商談成約件数の積上合計値）の達成状況について自ら評価を行う。
- ④ 県知事等は②の点検評価結果及び③の自ら行った評価結果を地方農政局長へ報告する。（目標年度（ソフトにおいては事業実施年度）の翌年度の9月末まで）

3 地方農政局による点検評価

- ① 地方農政局長は、2の④により県知事等から提出された評価結果の内容を点検評価する。
- ② 都道府県の評価については、各事業実施主体の成果目標（商談成約件数）の積み上げ合計値が県計画の成果目標となっていることから、県計画の成果目標の達成率をもって当該県の達成率とする。
- ③ 地方農政局長は②の結果を本省へ報告する。

1. 都道府県計画評価報告書 (食品流通の合理化及び輸出の促進)

(都道府県名:○○県)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値				都道府県による評価結果 (所見)
				計画時 (平成16年度)	目標 (平成17年度)	事業実施後 (平成17年度)	達成率	
食品流通の合理化及び及び輸出の促進	輸出促進のための環境整備	地域産品輸出促進	展示・商談会、テスト輸出を行うことにより、商談成約件数を確保	—	100件 (商談成約件数)	98件	98%	
			目標の種類は1種類		個別地区の合計値			

都道府県による評価結果 (所見) には、目標達成状況を踏まえた都道府県としての評価の結果を記載するとともに、達成率が低い場合には、その要因分析及び今後の対応方針等を記載する。

2. 個別地区評価報告書 (食品流通の合理化及び輸出の促進)

事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組名	計画策定時		事業実施後 (目標年度)		目標達 成状況 B/A	都道府県による点検評価結果 (所見)
				成果目標 (A)	事業内容 (計画)	成果目標に対す る成果実績 (B)	事業実績		
〇〇県輸出 促進協議会	食品流通の 合理化及び 輸出の促進	輸出のため の環境整備	地域産品 輸出促進	商談成約件数 30件	展示・商談会の開催	商談成約件数 30件	展示・商談会の開催	100%	…… ……
××県経済 連	食品流通の 合理化及び 輸出の促進	輸出のため の環境整備	地域産品 輸出促進	商談成約件数 50件	テスト輸出の実施 販売促進イベントの開催	商談成約件数 48件	テスト輸出の実施 販売促進イベントの開催	96%	…… ……
△市輸出促 進協議会	食品流通の 合理化及び 輸出の促進	輸出のため の環境整備	地域産品 輸出促進	商談成約件数 20件	展示・商談会の開催 商品開発・パッケージの工夫	商談成約件数 20件	展示・商談会の開催 商品開発・パッケージの工夫	100%	…… ……

都道府県による評価結果 (所見) には、目標達成状況を踏まえた都道府県としての評価の結果を記載するとともに、達成率が低い場合には、その要因分析及び今後の改善指導方策等を記載する。